

有料老人ホーム 湧水の里
管 理 規 定

有限会社 祓川養魚場

1. 目的

この規定は、有料老人ホーム入居契約書（以下「入居契約書」といいます。）第6条の規定に基づき「住宅型有料老人ホーム湧水の里」の管理・運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者、同居者及び来訪者（以下「入居者等」といいます。）が快適で心身共に充実、安定した生活を営むことに資するとともに、ホームの良好な生活環境を確保する事を目的とします。

2. 施設の運営方針

- (1) 一人暮らしや自宅での生活に不安のある高齢者に対して、高齢者に適した清潔で安全な住環境を提供することで、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるように支援します。
- (2) 入居者に対して24時間対応する事や医療機関と密な連携をとることで安心感を与えます。
- (3) 地域との交流等を行い、心身の活動性の維持を図ります。
- (4) 安定かつ継続的な事業運営に努めます。

3. 入居者及び定員

入居者とは要介護状態で日常生活で介助の必要な方です。

定員数26名

4. 来訪者

1. 来訪者とは、入居者以外の方であって入居者の生活支援以外の目的で来訪された方を言います。
2. 宿泊には、ホームへの届出が必要です。

5. 管理運営業務

ホームは次の業務を行います。

- (1) 敷地及び共用部門・共用施設の維持・補修、管理、清掃、消毒及び塵埃処理等に関する業務
- (2) 入居者が使用する一般居室及びその備え付け設備についての定期点検、補修並びに取り替え等に関する業務
- (3) 防犯・防災に関する業務
- (4) 広報・連絡及び渉外に関する業務
- (5) 職員の管理と研修

6. 一般居室の設備及びその利用

入居者等は一般居室（介護居室）及びその備え付け設備（以下「一般居室等」（介護居室）といいます。）を「一般居室等の使用細則」に基づいてこれを利用する事ができます。

7. 一般居室等の維持・補修

ホームは、一般居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めた時は、ホームの費用でもって補修します。入居者等はホームが行う維持・補修に協力するものとします。

但し、入居者等が故意又は過失或いは不当な使用により一般居室等を損傷又は汚損したときは、これらの補修に要する費用は入居者の負担とします。

8. 共用施設及び共用設備の利用

入居者は共用施設及び共用設備（以下「共用施設等」といいます。）を別表「共用施設等の利用細則」に基づいてこれを利用する事ができます。

入居者は、「共用施設等の利用細則」に定める利用時間を超えて共用施設等を利用するときは、施設管理者の承認を得るものとします。

9. 運営懇談会

入居者の方々の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、ホームと入居者から成る「運営懇談会」を設置します。運営懇談会は「運営懇談会細則」により運営されます。

10. サービスの内容（施設において供与される便宜の内容）

(1) 施設利用サービス

居室及び浴室、食堂、談話コーナー等の共用施設の利用ができます。

(2) 施設維持管理サービス

設備最適維持、防災、安全対策、環境良化対策などのサービスを行います。

(3) 介護サービス内容は、「介護サービス一覧表」のとおりです。

(4) 健康管理サービス

(ア) 健康相談

1ヶ月に1回医師の健康相談があります。又、随時、入居者の心身の悩みについて相談員が相談に応じます。

(5) 緊急時対応

急に身体の具合が悪くなった場合は、職員がそのお知らせによりの確かつ迅速に応急処置にあたります。又、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救

急治療或いは緊急入院が受けられるようにします。

(注) 医療費について

疾病により、治療及び入院が必要な場合は、医療保険診療が適応されます。その場合の一部自己負担金及び医療保険適用外のものには、入居者の負担となります。

(6) 食事サービス

(ア) 原則として1日3食を提供します。

(イ) 次のとおりに行います

項目	内容	料金
食事時間	朝食 8時～9時	300円
	昼食 12時～13時	500円
	夕食 18時～19時	500円
治療食	糖尿病食、キザミ食等の提供をします。	加算なし
居室での食事	病気等の理由で食堂での食事ができない場合は、食事を居室までお届け致します。下膳サービスも致します。	無料

(注) 1. 食事を召し上がるかどうかは3日前までに事務室に申し出て下さい。申し出がない場合は、召し上がるものとして準備致します。

2. 病院等で担当医師から食事に関する指示書(食事箋)が出されている場合は、ホームの担当者にご相談下さい。

(7) 生活相談・助言サービス

日常生活における入居者の心配事や悩み事については、職員がいつでも相談に応じます。例えば、食事、健康面、人間関係等

(8) 生活サービス

生活利便に関するサービスを次のとおり行います。

項目	内容
フロント	職員による次のサービスを提供します。 来訪者の受付、取り次ぎ、不在時の伝言 郵便物・新聞・雑誌その他の配達物の受付、保管、手渡し タクシー、ハイヤー等の配車依頼
外部業者の取り扱い	入居者の生活に必要な業者(クリーニング店、花や等)
書類作成等の援助	書類作成 例(公的書類等の記入、作成のお手伝い) 手続き 例(役所関係の手続き)

金銭管理	金銭管理については、ご本人が行うことを原則とします。 やむを得ない場合は、必要に応じてご相談させていただきます。具体的な管理方法やご本人及び身元引受人への報告方法などは協議の上、決めさせていただきます。
不在時中の居室管理	入居者が居室を空けられる場合は、不在時の入室についての承認を得て防災・防犯のチェックを行います。
ゴミ収集	毎日回収します。
内部情報サービス	施設内で行われている諸サービスのスケジュール、内容及び日常生活における諸連絡については掲示板等によりお知らせ致します。

(9) レクリエーション等

文化・余暇利用活動や運動・娯楽等のレクリエーションに関する生活支援を行います。季節に合わせたレクリエーション活動予定表を作り、施設内に掲示又は配布しますので、出席等は担当者にご連絡下さい。

1.1. 費用及び使用料

(1) 食費の取り扱いについて

食費は次のものに充当します。

委託先への食事提供料の支払い、設備費、備品代（食器等）

3日前に欠食の届けを出した場合は、喫食実績に基づき精算するものとします。

(2) 入居者の希望により、介護保険の居宅サービスをご利用された場合は別途お支払い頂きます。

(3) その他の介護用品等は、別途実費にてご負担頂きます。

(4) 費用改正

毎年一回（4月）に消費者物価指数に併せて改正する場合があります。改定をする場合、経営懇談会において討議し決定します。

(5) 支払方法

前月分の請求書を1日までに配布致します。その月の10日までに支払って頂きます。

1.2. 禁止及び制限される行為等

入居契約書第23条、第24条、第25条、第26条により、禁止事項を定めております。該当項目につきましては、この定めに従い対応する事とします。

1.3. 修繕

入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者の実費負担して頂きます。

1.4. 苦情処理

入居者からの苦情又はご意見は「苦情処理細則」により解決を図ります。

15. 管理規定の改定

この規定の改定については、運営懇談会の意見を聴くものとします。

16. 医療施設との連携の内容

医療機関名	診療科目	連携内容
医療法人福田病院	内科、胃腸科、循環器科、リハビリテーション科、	24時間で医療面の対応、管理を行っていく。又休日や夜間の急変時には、必要に応じて受診を行い、緊急時には宿直医、当直医の往診等を依頼し、適切な医療を行う。
とおや治歯科クリニック	歯科	歯科的な治療が必要と思われる時は、受診を行う。

17. 医療を要する場合の対応

入居者の異常を認めた場合は、次の手順によるものとする。

昼間：医療法人福田病院の医師に連絡、指示を受ける

休日又は夜間の場合：医療法人福田病院の当直医に連絡し状況に応じて受診或いは往診を行う。

18. 職員採用時の研修内容

採用1ヶ月以内	介護の知識や技術の確認と研修を行う。 又、非常災害時の入居者の安全確保についての研修を行う。
採用後	月一回の定期研修を行う 又、外部の研修会にも積極的に参加していく。

19. 職員の健康管理

年1回の定期健康診断により職員の健康管理に努める。

20. 施行日

この管理規定は令和 年 月 日から実施致します。

2 1. ホームへの届出様式

ホームに届ける必要事項は、入居契約書及び管理規定に定められていますが、それぞれの事項は下記の様式により届けるものとします。

- 長期間不在にする場合…第1号様式
- 破損、汚損、滅失、その他…第2号様式
- 身元引受人変更を行う場合…第3号様式
- 来訪者が宿泊しようとする場合…第4号様式
- 欠食届 …第5号様式
- 身上事項変更の場合…第6号様式
- 第三者が同居する場合…第7号様式
- 駐車場を使用する場合…第8号様式
- 契約解除する場合…第9号様式